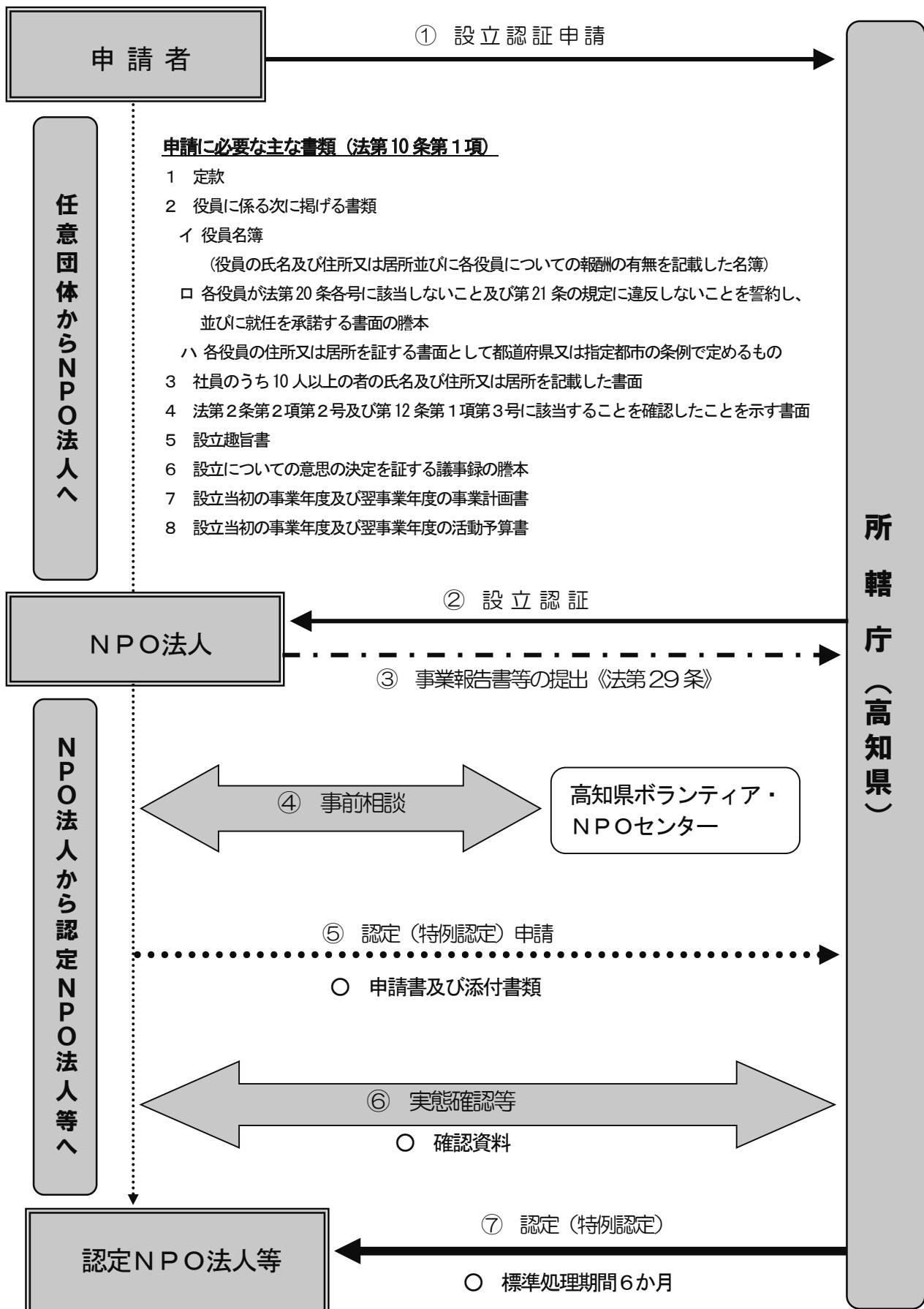


IV 認定NPO法人等

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



2 認定NPO法人制度の概要

認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）を含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2条第3項、第44条第1項）。

特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）は含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2条第4項、第58条第1項）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法第45条、第59条）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、次項に掲げる欠格事由に該当するNPO法人は、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けることはできません。

欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法第 47 条）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法第 51 条第 1 項）。特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法第 60 条）。なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法第 51 条第 2 項、第 61 条第 1 号）。

パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

- ・相対値基準
- ・絶対値基準
- ・条例個別指定基準

相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

経常収入金額 ⇒ 総収入金額 - イの金額

寄附金等収入金額 ⇒ 受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

イの金額 次に掲げる金額の合計額

- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

※小規模法人の特例について

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます。

小規模法人においても、国の補助金等を受けている場合、選択により当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です。

口の金額 次に掲げる金額の合計額

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

ハの金額

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 - **口の金額** を限度とします。）

絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が、年平均100人以上であることを求める基準です。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上 (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等} \times 12 \\ \text{交付金関係助成金の額を加算した金額以上) の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100\text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）を求める基準です。ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

« 参考 » 寄附金について

『支出する側に任意性があること』『直接の反対給付がないこと』の二つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といったものであってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

『支出する側に任意性があること』

⇒ 寄附金（物品）を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

『直接の反対給付がないこと』

⇒ 寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

認定等を受けるための申請手続等について

認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法第44条第2項）。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）
- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。

特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定NPO法人として特例認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法第44条第2項、第58条第2項）。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

-
- る期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと
- ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

認定の有効期間の更新を受けようとする場合

- イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了日の6月前から3ヶ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります。
- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から起算して5年となります。

認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません。

認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規第32条第2項で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
-

※①及び②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法第52条第5項）。

認定NPO法人等になることによるメリット

寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかつたときに自動的に承認があつたものとみなされます。

また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。）。

罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます（法第77条）。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法第78条、第79条）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法第50条第1項、第62条、第78条第2号、第4号）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法第50条第2項、第62条、第78条第3号、第5号）
- ③ 正当な理由がないのに、法第65条第4項の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法第65条第4項、第78条第6号）
- ④ 正当な理由がないのに、法第66条第1項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法第66条第1項、第78条第7号）

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法第80条）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法第52条第1項、第53条第1項）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第80条第3号）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法第54条第1～3項）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条第4号）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法第49条第4項、第53条第4項）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法第52条第2項）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法第55条第1項、第2項）に違反して、書類の提出を怠ったとき（法第80条第5号）
- ④ 法第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第80条第10号）